入札条件及び指示事項（工事用）

第１　入札条件

1　入札心得
2　制度要領及び申請様式
3　電子入札システムの利用
4　設計図書等の配布
5　入札に関する質問
6　入札の参加申請
7　技術提案資料
8　入札参加の辞退
9　入札の中止又は延期
10　入札の執行
11　再度入札
12　無効入札
13　先抜け方式
14　低価格入札対策
15　工事費内訳書
16　入札参加資格の変更又は喪失
17　落札決定の方法
18　入札の公平性・公正性の確保
19　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
20　契約の締結
21　契約保証金
22　現場代理人及び配置技術者
23　支払条件等
24　見積合わせの場合の読替えについて

第２　指示事項

1　施工管理基準等
2　工事の仕様
3　産業廃棄物
4　適正な下請契約及び施工体制の確保
5　社会保険等未加入対策
6　県内産資材の活用
7　県内建設業者の下請活用
8　契約後ＶＥ
9　総合評価方式に係る評価事項
10　排出ガス対策
11　建設リサイクル

12　建設発生土
13　各種調査への協力
14　暴力団等の排除
15　標示施設等の設置
16　電子納品及びオンライン電子納品
17　週休２日の取組
18　施工計画書作成時チェックシート
19　快適トイレ
20　公共工事地産地消推進モデル事業
21　水雷・傷害保険
22　猛暑対策
別紙１　　配置技術者と同等の要件を満たす技術者
別紙２　　工事費内訳書の違算等の取扱い
別紙３－１　人員の配置を示す計画書
別紙３－２　監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料
別表１　　指定主要資材一覧

第１　入札条件

１　入札心得

入札参加者は、入札公告（又は入札情報）、設計図書及び工事現場等を十分に理解し、信義誠実の原則を守るとともに、下記事項に留意して入札しなければならない。

(1) 入札参加者は、刑法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の関係法令の規定を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

２　制度要領及び申請様式

この入札に関連する制度要領及び申請様式については、山口県土木建築部技術管理課ホームページに掲載するので、入札参加者は必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用すること。

(1) 入札・契約に係る要綱等
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html

(2) 公共工事に係る入札関係申請・提出様式集
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23437.html

(3) 工事請負契約後提出様式
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23436.html

(4) 建設リサイクル法に係る公共工事における通知手続きについて
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23412.html

(5) 土木工事共通仕様書参考様式集
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html

３　電子入札システムの利用

(1) 利用方法等

山口県電子入札システムを利用する者は、「山口県電子入札実施要領」に定める事項に留意すること。

また、山口県入札情報ポータルサイトの下記ページを参照し、必要な準備等を行うこと。

ア　利用するための事前準備
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23368.html

イ　必要な機器・環境
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23369.html

ウ　電子くじの仕組み
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23356.html

(2) 代表者等を変更した場合の取扱い

電子入札システムを利用して行う入札の場合、代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更（死亡した場合を含む。）後に、山口県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の変更手続き及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札は無効とするので、代表者等を変更した場合は次のとおり対応すること。

ア　新しいＩＣカードが届くまでの間は、紙入札等での対応となるので、必ず発注者へ連絡すること。

イ　直ちに建設業許可、入札参加資格に係る変更手続き及びＩＣカードの更新手続きを行うこと。

ウ　新しいＩＣカードが届いた場合は、必ず新しいＩＣカードに更新して入札すること。

(3) 名簿に受任者を登録している場合の取扱い

名簿に受任者を登録している場合、代表者名義のＩＣカードを利用して行った入札は無効とする。

(4) 複数の代表者等がいる場合の取扱い

代表者等が２名以上いる場合で、ＩＣカードを複数所持している場合は、名簿に登録された代表者名義のＩＣカードにより入札すること。名簿に登録されていない方の代表者等の名義のＩＣカードにより行った入札は無効とする。

４　設計図書等の配布

(1) 掲載場所及び日時

入札に必要な設計図書等については、入札公告、指名通知又は見積依頼の日に、山口県入札情報サービスに掲載する。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23376.html

(2) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

５　入札に関する質問

(1) 質問の方法及び受付期間

入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告、入札情報又は見積情報に掲げる受付期間及び受付方法（備考欄に記載）により、質問書を提出することができる。ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。

(2) 回答の方法

入札公告、入札情報又は見積情報に掲げる期間の初日の午前９時頃までに、山口県入札情報サービスに掲載する。

(3) 掲載の終了

開札日の前日（休日等を除く。）に掲載を終了する。

６　入札の参加申請

この入札が一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）又は条件付一般競争入札により実施される場合は、次の各事項に留意すること。

(1) 一般競争入札参加申請書等の提出方法

山口県電子入札システムにより一般競争入札参加申請書を作成し、入札参加資格確認資料を添付資料欄に添付して送信すること。ただし、入札参加資格確認資料の容量が３ＭＢ以上となる場合は、電子入札システムにより一般競争入札参加申請書を作成し、確認資料等持参届（山口県電子入札実施要領第３号様式）を添付して送信するとともに、送信時に表示される一般競争入札参加申請書受信確認通知を印刷した上で、入札参加資格確認資料に添えて、持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により提出すること。

なお、紙入札参加承認を受けた場合においては、書面により一般競争入札参加申請書（条件付一般競争入札事務処理要領第４号様式）を作成し、入札参加資格確認資料を添えて、持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により提出すること。

(2) 共同企業体名称の登録

電子入札システムで一般競争入札参加申請書を提出する際に共同企業体名称を登録する必要がある場合は、40 文字以内となるよう工事名を省略して入力すること。

＜例＞

【正式名称】主要県道岩国下関線道路改良（山口トンネル）工事Ａ建設・Ｂ工業・Ｃ組特定建設工事共同企業体

【省略名称】Ａ建設・Ｂ工業・Ｃ組特定建設工事共同企業体

(3) 建設業法第 26 条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合は以下のとおりとする。

ア　第１号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例１号の主任技術者又は監理技術者」という。）の配置を予定する場合

(ｱ) 条件付一般競争入札事務処理要領別記第３－１号様式の添付があることをもって、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

(ｲ) 専任特例１号の主任技術者又は監理技術者の配置要件は、22 の(3)による。

(ｳ) 当該工事へ専任特例１号の主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和６年 12 月 13 日国不建技第 123 号)」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）三（２）①６）に規定する「人員の配置を示す計画書」（別紙３－１参照)）を提出するものとする。

イ　第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を予定する場合

(ｱ) 入札公告に示す専任特例２号の監理技術者の配置を条件により認める工事において、専任特例２号の監理技術者の配置を予定している場合は、条件付一般競争入札事務処理要領別記第３－２号様式（専任特例２号の監理技術者の配置を認める工事の場合に添付）の添付があることをもって、兼務可能であるものとし、入

札参加資格の確認を行うものとする。

(ｲ) 専任特例２号の監理技術者の配置要件は、22の(3)による。

(ｳ) 当該工事へ専任特例２号の監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙３－２参照）を提出するものとする。

(4) 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定する場合（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）は以下のとおりとする。

ア　条件付一般競争入札事務処理要領別記第３－３号様式の添付があることをもって、兼務可能であるものとし、入札参加資格の確認を行うものとする。

イ　営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置要件は、22の(4)による。

ウ　当該工事へ営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認のため、落札決定後速やかに確認できる資料（監理技術者制度運用マニュアル三（２）①６）に規定する「人員の配置を示す計画書」（別紙３－１参照））を提出するものとする。

(5) 提出書類の訂正

既に提出した一般競争入札参加申請書等の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする書類のみでなく、資料全体を再提出すること。

なお、再提出に当たっては、契約条項を示す場所（入札公告又は入札情報の３に掲げる場所）に事前に連絡し、再提出が可能となるようシステム処理を依頼すること。

また、提出された一般競争入札参加申請書等については、返却しない。

(6) 費用負担

一般競争入札参加申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

7　技術提案資料

この入札が総合評価方式により実施される場合、入札参加者は技術提案資料を提出しなければならない。この場合の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出方法

ア　一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）及び条件付一般競争入札の場合

(ｱ) 入札参加申請書提出期限と技術提案資料提出期限が同一の場合

６の(1)による入札参加申請書等の提出の際に併せて提出すること。

(ｲ) 入札参加申請書提出期限と技術提案資料提出期限が異なる場合

電子入札システムにより提出（技術提案資料添付欄に添付）すること。ただし、紙入札参加承認を受けた場合に限り、持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により提出することができる。

イ　指名競争入札の場合

電子入札システムで入札書を提出する際に、技術提案資料添付欄に添付すること。

(2) 作成説明会

技術提案資料の作成方法等に関する説明会は、特別簡易型、簡易型及び標準型の場合、行わない。

高度技術提案型を適用する場合は、発注者から別途指示するものとする。

(3) 提出書類の訂正

既に提出した技術提案資料の訂正は、提出期限内に限り認める。その際は、訂正しようとする書類のみでなく、資料全体を再提出すること。

なお、再提出に当たっては、契約条項を示す場所（入札公告又は入札情報の３に掲げる場所）に事前に連絡し、再提出が可能となるようシステム処理を依頼すること。

また、提出された技術提案資料については、返却しない。

(4) 費用負担

技術提案資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

８　入札参加の辞退

(1) 辞退の自由

一般競争入札参加申請書を提出した者、指名通知又は見積依頼を受けた者で、この入札に参加することを希望しない者は、入札書を提出するまでの間は、いかなる場合でも辞退することができる。

(2) 辞退の方法

辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届を作成して送信すること。ただし、何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、入札執行機関の長に書面により届け出ること。

(3) 辞退者の保護

辞退したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

(4) 辞退の撤回

辞退届を提出した者は、いかなる場合でも撤回することができない。

９　入札の中止又は延期

(1) 入札の中止

入札公告、入札情報又は見積情報に定める事由に該当する場合は、入札を取り止める。

(2) 入札の延期

次に掲げる事由に該当する場合は、入札を延期する。

ア　入札参加者が連合し、不穏な行動を起こす等、公正な入札ができないと認められる場合で、入札を延期することが適当であると判断される場合

イ　電子入札システムに何らかの障害が発生した等により、入札の執行を延期することが適当であると判断される場合

ウ　その他発注者が必要と認める場合

10　入札の執行

(1) 入札書に記載する金額

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

ア　電子入札システムにより提出する場合

入札書受付期間内に電子入札システムで入札書を作成して送信すること。

イ　書面により提出する場合

入札書受付期間内に入札書を持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により提出すること。また、入札書の提出に当たっては、「入札書在中」と朱書きした封筒に入れ、密閉の上、提出すること。

なお、開札への立会を希望する場合は入札執行機関に申し出ること。

また、書面により入札書を提出する場合は、山口県電子入札実施要領の定めるところにより、紙入札等参加承認を受けておく必要があること。（一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）の場合は除く。）

(3) 入札書の訂正等

入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回することができない。

(4) 代理人による入札等

代理人が入札書を書面で提出する場合は、委任状を入札執行機関の長へ提出しなければならない。ただし、入札書を提出する者が使者である場合は、この限りではない。

(5) 入札の実施回数

入札公告、入札情報又は見積情報に定めるとおりとする。

(6) 入札の欠席

所定の期間に入札書を提出しなかった者は、入札を欠席したものとみなす。

なお、欠席したことにより、その後の指名等に不利益を与えることはない。

11　再度入札

この入札の実施回数が２回以上とされている場合で、前回の入札で落札者がいなかったために再度入札を行うこととなった場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 再度入札の参加者

再度入札は、前回の入札の参加者に限り参加することができる。ただし、前回の入札において、無効入札とされた者又は最低制限価格制度を適用した場合で落札者となれないとされた者は、再度入札に参加することができない。

(2) 再入札通知書の送付

前回の入札において、予定価格の制限の範囲内で、落札者となる入札がなかった場合は、再度入札の参加者に対し、開札日の 13 時頃までに、再入札通知書を電子入札シ

ステムで送信する。ただし、開札処理に時間を要する等により、再入札通知書を時間内に送信できない場合は、入札執行機関から各入札参加者へ電話等の方法により周知する。

(3) 再度入札の日程等

再度入札に係る手続き期間については、下記の日程によるものとする。ただし、前回の入札後に保留通知書が発行された場合は、下記によらず、適宜定める。

ア　入札書受付開始日時

再入札通知書の到着後概ね５分後から

イ　入札書受付締切日時

前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前９時 30 分

ウ　開札日時

前回の入札の開札日の翌日（休日等を除く。）の午前 10 時

(4) 再度入札における紙入札等参加者

発注者から紙入札等参加承認を受けた者は、再度入札となった場合、(3)のイの日時までに持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により入札書を提出すること。

12　無効入札

次に掲げる事由に該当する入札は、無効とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の４に規定する者のした入札

(2) 入札参加者に必要な資格がない者のした入札及び虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（納付を免除された場合を除く。）

(4) 入札書に記載するべき価格、氏名及びその他の必要事項が確認できない入札

(5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札及び記名（電子入札においては入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）のない入札

(6) 同一の入札者又はその代理人が、同一事項に２通以上の入札をした入札

(7) 同一人が２人以上の入札者の代理人としてした入札

(8) 委任状を持参しない代理人がした入札

(9) 談合及びその他の不正行為があったと認められる入札

(10) 電子入札システム、持参又は郵便以外の方法により行われた入札

(11) 入札書が入札書受付期間内に入札執行機関に到達しなかった入札又は紙入札等参加承認を受けていない者（一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）は除く。）が入札書を持参又は郵便により提出した入札

(12) 一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）の場合で、地方自治法施行令第 167 条の５第１項の規定による一般競争入札参加資格の審査申請を行った者が、資格を有すると認められることを条件に入札書を提出する場合において、当該審査が開札日までに終了しない場合又は資格を有すると認められなかった場合

(13) 電子入札システムにより入札書を提出する場合で、商号又は代表者等（代表者又は受任者をいう。）の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続き及びＩＣカードの

名義変更を行わずにした入札

(14)工事費内訳書に次の不備がある入札

ア　入札時に工事費内訳書が提出されていないもの又は見積合わせにおいて見積内訳書の提出が求められている場合で、見積時に見積内訳書が提出されていないもの

イ　商号又は名称並びに住所及び工事名に明らかな誤りがあるもの

ウ　工事費内訳書中の工事価格と入札金額が同一でないもの

エ　工事費内訳書に材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金が明示されておらず、落札決定までの間に、これらの事項が漏れなく明示された工事費内訳書が追加提出されなかったもの

オ　その他明らかな不備があるもの

(15)総合評価競争入札方式の場合で、当該工事の技術提案資料を提出しない者のした入札、技術提案の審査結果で欠格の評価を受けた者のした入札

(16)山口県低入札価格調査実施要領に基づく調査において、提出期限までに調査資料を提出しない、事情聴取に応じない又は提出資料に必要事項を記載していない場合等調査に協力しない者のした入札

(17)先抜け方式を行う場合で、先行工事の入札で落札者となった者がした他の工事についての入札

(18)建設業法第２６条に規定する主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置することができない者のした入札

(19)その他入札に関する条件に違反した入札

13　先抜け方式

この入札が先抜け方式による場合は、同時発注した工事に係る入札を同一日に行い、先行工事の入札で落札者となった者のした他の工事についての入札は無効として取り扱う。ただし、何らかの原因により、同時発注した工事のいずれかの入札が同一日に執行できなくなった場合は、当該工事の入札は先抜け方式の対象から除外されるものとする。

14　低価格入札対策

(1) 制度要領等

この入札が低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用対象工事である場合、入札参加者は「山口県低入札価格調査実施要領」又は「山口県建設工事最低制限価格制度実施要領」に定める事項に留意すること。

なお、「山口県低入札価格調査実施要領」における調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合（以下「調査対象者と契約する場合」という。）の措置にある「当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者」(以下「低入札技術者」という。）の取扱いについては、「配置技術者と同等の要件を満たす技術者」（別紙１）によるものとし、コリンズに担当技術者として登録すること。

また、「低入札価格調査判断基準」における審査項目である「中項目（レベル２）以上における値引き等による調整、違算がないこと」の取扱いについては、「工事費内訳書の違算等の取扱い」（別紙２）による。

(2) 低入札価格調査の結果、落札候補者となりうる入札参加者が１者となった場合の取扱い

談合等の不正行為が行われなかったかという観点から、工事費内訳書及び技術提案資料について調査を行う。調査の結果、必要と判断した場合には、入札参加者及び辞退者に対し事情聴取を行う。事情聴取の結果、談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合は入札を中止することとし、それ以外の場合には談合等の不正行為を行っていない旨の誓約書を聴取の上、落札者を決定するものとする。

15 工事費内訳書

工事費内訳書の提出に際しては、次に掲げる事項に留意すること。

なお、見積合わせにおいては、見積内訳書の提出が求められている場合に限る。

(1) 提出方法

商号又は名称並びに住所及び工事名を記載し、入札書と同時に提出すること。

なお、11 による再度入札においては、提出を要しない。

(2) 内容

ア 低入札価格調査の対象となった案件の場合

設計書の本工事費内訳表及び工種明細表に記載のある施工名称及びこれに対応する数量、単位、単価及び金額を表示したものであること。

イ ア以外の場合

設計書の本工事費内訳表に記載のある工種（レベル２）に対応する金額が表示されたものであること。

なお、見積合わせにおいては配布図書等の定めによる。

(3) 様式

任意様式とする。ただし、低入札価格調査の対象となった案件の場合は、(2)アに掲げる事項を表示したもの以外は認められないので留意すること（山口県入札情報サービスにおいて参考様式「工事費内訳書（提出用）」を配布する）

(4) 談合等不正行為に関する調査

落札決定後、本入札において談合等の不正行為が行われたか否かとの観点から、工事費内訳書の審査を行う場合がある。審査の結果、必要があると認められる場合は、工事費内訳書等を公正取引委員会に提出する。

16 入札参加資格の変更又は喪失

この入札が一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）又は条件付一般競争入札により実施される場合で、一般競争入札参加申請書の提出後に、やむを得ない事由により入札参加資格に変更等が生じた者については、次のとおり取り扱う。

(1) 入札参加資格の変更

落札決定までの間に入札参加資格にやむを得ない変更が生じた者は、直ちに当該変更事項に係る入札参加資格確認資料を、入札執行機関の長へ持参により提出しなければならない。（ただし、配置技術者の変更に関することを除く。配置技術者の変更は、22 の(5)によること。）

この場合において、この入札が一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）又は条件付一般競争入札（事前審査方式）であり、かつ、競争入札審査会により既に入札参加資格適合の通知を行った後である場合は、当該変更事項について再度審査し、入札参加資格の適合・非適合を通知するものとする。

(2) 入札参加資格の喪失

落札決定までの間に入札参加資格を喪失した者は、入札書提出前にあっては辞退届を電子入札システムにより、入札書提出後落札決定前にあっては一般競争入札参加資格喪失届（条件付一般競争入札事務処理要領第８号様式）を電子入札システム、持参又は郵便により提出しなければならない。

17　落札決定の方法

(1) 落札者の決定

この入札の執行方法に応じて、次に掲げる方法により落札者を決定する。

ア　一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）又は条件付一般競争入札（事前審査方式）により執行する場合

開札の結果、競争入札審査会において入札参加資格を有するとされた者のうち、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者とするが、調査基準価格未満で評価値の最も高い者が２名以上いる場合は、低入札価格調査の結果落札者としないと判断された者を除き、最低の価格をもって入札をした者）を落札候補者とする。

落札候補者から「一般競争入札参加申請書の内容について」（条件付一般競争入札事務処理要領第９号様式）を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、書面による。）ことにより、入札参加資格に変更がないことを確認したのち、その者を落札者とする。

イ　条件付一般競争入札（事後審査方式）により執行する場合

開札後、落札決定を保留し、落札候補者（無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者とするが、調査基準価格未満で評価値の最も高い者が２名以上いる場合は、低入札価格調査の結果落札者としないと判断された者を除き、最低の価格をもって入札をした者））の入札参加資格について、競争入札審査会において確認を行う。確認できた場合は、「一般競争入札参加申請書の内容について」（条件付一般競争入札事務処理要領第９号様式）を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、書面による。）ことにより、入札参加資格に変更がないことを確認したのち、その者を落札者とする。

ウ　指名競争入札により執行する場合

開札の結果、無効な入札をした者及び落札者としないとされた者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価方式による場合は、評価値の最も高い者とするが、調査基準価格未満で評価値の最も高い者が２名以上

いる場合は、低入札価格調査の結果落札者としないと判断された者を除き、最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

落札者の決定に当たっては、落札候補者から入札無効事項確認書を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は、書面による。）ことにより、入札無効でないことを改めて確認する。

エ　見積合わせにより執行する場合

見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を、契約の相手方とする。

契約の相手方の決定に当たっては、契約の相手方の候補者から見積合わせ無効事項確認書を電子入札システムにより提出させる（何らかの事情により電子入札システムを使用できない場合は書面による。）ことにより、当該見積りが無効でないことを改めて確認する。

(2) 落札者としない者

次に掲げる者は落札者としない。

ア　総合評価競争入札の場合で、評価値が 100 点を予定価格（換算単位：百万円）で除して得た値に 100 分の 110 を乗じて得た値に満たない場合

イ　低入札価格調査が適用される場合で、調査の結果落札者としないと判断された者

ウ　最低制限価格制度が適用される場合で、最低制限価格未満の金額で入札した者

エ　山口県警察本部からの情報提供等により、暴力団等と関係を有する者であることが判明した場合

オ　その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、契約することが著しく不適当と公営企業管理者が認める者である場合

(3) くじによる決定

落札候補者（契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者）が２名以上いる場合には、電子くじにより落札者を決定する。なお、何らかの理由により電子くじを実施することができない場合は、別途入札執行機関の長が指定する場所及び日時において、書面によるくじを実施するものとする。

18　入札の公平性・公正性の確保

(1) 入札・契約手続の取り止め

予定価格、入札公告、発注図書、質問への回答等の「入札の前提となる条件」に不整合があった場合等において、発注者が入札の公平性・公正性が確保できないと判断した場合は、落札決定前にあっては入札を中止し、落札決定後契約締結前にあっては落札決定を取り消す。

(2) 建設工事等における積算内容確認の実施

予定価格を下回る有効な入札があった場合は「建設工事等における積算内容確認の実施要領」の定めにより、次に掲げるとおり積算内容確認の手続きを行う。

ア　確認依頼の方法及び受付期間

入札参加者は、積算内容の確認を行う場合は、入札公告、入札情報又は見積情報に掲げる期間に限り、「建設工事等における積算内容確認依頼書」を発注者へメール

送信（確認依頼書のデータファイルをメール添付し、電話等による受信確認を行うこと。）、書面の持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期間内に必着すること。）により提出することができる。

イ　確認結果の公表

入札公告、入札情報又は見積情報に掲げる期間の末日から起算して３日以内に、山口県入札情報サービスに掲載する。

(3) 苦情申立て

入札の過程における諸手続に不服を申し立てようとする場合は、「建設工事等における入札・契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」の定めによること。

19　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。

20　契約の締結

(1) 契約書の作成

落札者は、入札公告、入札情報又は見積情報により指定された契約約款を使用して契約書を作成し、契約を締結する日までに発注者に提出しなければならない。

なお、電子契約を希望する場合は 17 の(1)により落札者を決定する際に必要となる「一般競争入札参加申請書の内容について」(条件付一般競争入札事務処理要領第９号様式)、「入札無効事項確認書」又は「見積合わせ無効事項確認書」を提出する際に「電子契約意向確認書」に必要事項を記載して提出すること。ただし、電子契約意向確認書の提出がない場合、又はその内容が確認できない場合は電子契約の意向がないものとして取り扱う。

(2) 契約の解除等

落札者が契約締結までの間に入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

21　契約保証金

この入札が、契約保証金の納付が必要とされている工事である場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 納付又は提供

入札公告又は設計図書等によって契約の保証を求められている場合は、契約書の提出と同時に、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付又は提供しなければならない。(契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除く。)

(2) 留意事項

契約保証金を納付又は提供するに当たっては、次の事項に留意すること。

ア　契約保証金の納付又は有価証券（利付国債であって無券面化していないものに限る。）の提出

(ｱ) 別途送付する「契約予定工事通知」のⅡ(１)に記載する保証額相当の金銭を、発注者へ持参すること。ただし、予定価格が２億円以上の案件における提出場所については、発注者が別途指示する。

(ｲ) 利付国債の利札は、切り取られていないものを提出すること。ただし、利息支払日が到来している利札については、切り取られていても良いものとする。

イ　金融機関の保証又は保証事業会社の保証の提供

(ｱ) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第３条に規定する金融機関の保証書又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証書を提出すること。

(ｲ) 保証書の宛名は、契約担当者名（山口県公営企業管理者○○○○又は○○事務所長○○○○）とすること。

(ｳ) 保証債務の内容は、「工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払」とすること。

(ｴ) 保証書に記載される工事名は、正確なものとすること。

(ｵ) 保証金額は、別途送付する「契約予定工事通知」のⅡ(１)に記載する保証額以上とすること。

(ｶ) 保証期間は、工期を含むこと。

(ｷ) 保証債務履行の請求有効期間は、保証期間経過後６ヶ月以上確保すること。

ウ　履行保証保険証券（定額填補方式に限る。）又は公共工事履行保証証券の提供

イの(ｲ)から(ｶ)に定めるところによる。

(3) 契約書への記載

契約書を提出する際は、工事請負契約書頭書の５「契約保証金」欄に次表のとおり記載すること。

保証の種類	記載方法
現金納付	納付する金額を記載する。
有価証券	担保として提供する有価証券の額面額を記載する。
金融機関の保証	保証書の保証限度額を記載する。
保証事業会社の保証	保証書の保証金額を記載する。
履行保証保険証券	「納付の免除」と記載する。
公共工事履行保証証券	「納付の免除」と記載する。
免除	「免除」と記載する。

(4) 変更

契約内容に変更があったことにより、契約保証金の額等を変更する場合は、次のとおり取り扱う。

ア　請負金額を増額する場合

変更後の請負代金の額が当初の請負代金額の２倍以上となるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の 10 分の１以上（調査対象者と契約する場合にあっては、変更後の請負代金の額の 10 分の３以上）となるように増額変更する。ただし、工期末に行う精算設計変更の場合及び当初契約保証金の納付を要しないとしていた場合は除く。

このほか、発注者が特に必要があると認めるときは、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の 10 分の１以上（調査対象者と契約する場合にあっては、変更後の請負代金の額の 10 分の３以上）となるように増額変更する。

イ　請負金額を減額する場合

受注者は発注者に対し、契約保証金の額を変更後の請負代金の額の 10 分の１以上（調査対象者と契約する場合にあっては、変更後の請負代金の額の 10 分の３以上）となるように減額変更するよう申し出ることができる。ただし、有価証券及び履行保証保険の場合は、減額は行わない。

ウ　工期を変更する場合

金融機関の保証又は履行保証保険の場合は、変更後の保証期間が変更後の工期を含むよう変更する。

(5) 返戻

工事が完成した場合で、契約保証金の返戻を受けようとする場合の取扱いは、次のとおりとする。

保証の種類	返戻の申請方法
現金納付	契約保証金還付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。
有価証券	保管有価証券払出証交付請求書及び保管証書を発注者に提出すること。
金融機関の保証	保証証書（証券）返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。
保証事業会社の保証	原則手続きを要しないものとする。ただし、県外の支店が保証した場合は必要となることがあるので、その場合は、保証証書（証券）返戻申出書兼受領書を発注者に提出すること。
履行保証保険証券	手続きを要しない。
公共工事履行保証証券	手続きを要しない。

22　現場代理人及び配置技術者

(1) 現場代理人

現場代理人の配置については、現場代理人取扱要領の定めによる。

なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。

(2) 配置技術者の雇用関係

監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二－四監理技術者等の雇用関係」によること。

(3) 主任技術者又は監理技術者の兼務要件

本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。

ア　専任特例１号の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三　監理技術者等の工事現場における専任（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」の専任特例１号の要件を満たさなければならない。

イ　専任特例２号の監理技術者を配置する場合は、以下の(ｱ)～(ｸ)の要件を全て満たさなければならない。

(ｱ) 建設業法第 26 条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(ｲ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ｳ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ｴ) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(ｵ) 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10ｋｍ以内、又は同一の土木建築事務所管内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。

(ｶ) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(ｷ) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ｸ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(4) 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件

本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二－二　監理技術者等の設置（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。

(5) 専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認

建設業法第26条第３項第２号及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、

当該技術者は専任でなければならない。(現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。)

ただし、専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め２工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例２号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

また、本工事に専任特例２号の監理技術者を配置する場合、(3)の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙３－２参照）を提出すること。

なお、条件付一般競争入札においては、入札参加申請時に、条件付一般競争入札事務処理要領別記第３－２号様式を提出した者に限る（６の(3)参照)。

(6) 配置技術者の変更

配置技術者の変更については、下記のとおり取り扱う。

ア　落札者の決定前（一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）及び条件付一般競争入札）

落札候補者となった者が提出する「一般競争入札参加申請書の内容について」(条件付一般競争入札事務処理要領第９号様式）において変更を行う場合を除き、申請した配置技術者を変更できないものとする。

なお、第９号様式により配置技術者の変更を行う場合、競争入札審査会において、再度審査し、入札参加資格の適合・非適合を通知するものとする。(総合評価競争入札方式により実施される場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者で、第９号様式に添付された証明資料により、それを確認できる者に限り変更を認める。(この場合において、加算点の変更は行わない。）また、技術者からのヒアリングを行った場合は変更を認めない。)

おって、第９号様式と証明資料は、電子入札システムにより提出（添付資料欄に添付）すること。ただし、電子入札システムによらない場合は、証明資料の代わりに確認資料等持参届（山口県電子入札実施要領第３号様式）を添付した後、表示される第９号様式の受信確認通知を印刷して、証明資料に添えて、持参又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法により、期限までに必着すること。）により提出すること。

イ　落札決定後契約締結前（一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）及び条件付一般競争入札）

配置技術者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職又は転勤の場合に限り認める。

なお、総合評価競争入札方式により実施した場合は、「第２　指示事項」９の(8)

に留意すること。

ウ　契約締結後（一般競争入札（ＷＴＯ対象案件）、条件付一般競争入札、指名競争入札及び見積合わせ）

「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについて」に記載された事由に該当する場合のみ認める。

なお、総合評価競争入札方式により実施した場合は、「第２　指示事項」９の(8)に留意すること。

(7) 配置技術者の専任期間

配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三－（２）監理技術者等の専任期間」によること。

なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）は、下記のとおり取り扱う。

他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点（特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降３０日以内）から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。

(8) 若手技術者の工事現場における専任

総合評価方式の場合で、「資格」において「若手技術者」として点を付与された場合は、建設業法の規定にかかわらず、配置技術者を専任させること。

この場合の専任については、建設業法施行令第 27 条第２項の規定を適用する。

23　支払条件等

(1) 前払金

請負代金の額が 150 万円以上の工事について、請負代金の額の４割（調査対象者と契約する場合にあっては、請負代金の額の２割）を超えない金額（10 万円未満の端数切捨て）を支払う。

(2) 部分払

請求できる回数は、下表のとおりとする。ただし、中間前払金を選択している場合は、予算の繰越等の特別な理由がある場合以外は、部分払金を請求できない。

請負代金の額	支払回数
1,000 万円以下	１回以内
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	２回以内
3,000 万円を超え１億円以下	４回以内
１億円を超えるもの	５回以内

(3) 中間前払金

請負代金の額が 1,000 万円以上の工事について、以下の要件を満たしているかについて発注者の認定を受けた場合に、請負代金の額の２割を超えない金額（10 万円未満

の端数切捨て）を支払う。

ア　工期の２分の１を経過していること。

イ　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１以上の額に相当すること。

(4) 債務負担行為の場合の特例

この契約に債務負担行為が設定されている場合は、(1)から(3)に掲げる「請負代金の額」を「各年度における出来高予定額」に読み替えるものとする。

24　見積合わせの場合の読替えについて

この案件が見積合わせ「電子入札システム及び電子契約導入に係る試行」によるものである場合は、当該入札条件及び指示事項により手続きを行うが、特に定めがない場合は、下表のとおり読み替える。

記載内容	読替え後	備考
入札	見積	「入札書」の意味として用いる場合
	見積合わせ	「一連の入札手続」の意味として用いる場合
開札		
工事費内訳書	見積内訳書	
欠席	辞退	
落札決定	契約の相手方決定	
落札者	契約の相手方	

※読替えの例外

・一般競争入札、条件付一般競争入札等の各種手続きに係る記載のうち、見積合わせで適用しない内容（見積情報を参照）は除く。

・システムの名称に係るものは除く。

・10(2)の開札への立会及び12(1)に係るものは除く。

第２　指示事項

１　施工管理基準等

受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。

なお、港湾工事、港湾海岸工事その他これらに類する工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書（港湾編）」及び「山口県土木工事施工管理基準（港湾編）」によること。

これらの共通仕様書、施工管理基準は、技術管理課ホームページを参照のこと。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html

２　工事の仕様

当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。

３　産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量１トン当たり 1,000 円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

４　適正な下請契約及び施工体制の確保

(1) 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届」を提出すること。

(2) 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し（添付書類も含む。）」及び「施工体系図の写し」（以下「施工体制台帳等」という。）を監督職員に提出すること。

なお、情報共有システムを活用する工事においては、電子データで作成・提出すること。

受注者が、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の発注者支援機能を利用する場合は、施工体制台帳等の写しの提出を省略することができる。ただし、施工体制台帳の添付書類は提出すること。詳細については、「施工体制台帳の作成等について」を参照すること。

また、電子契約を行った場合は、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン（令和５年５月 12 日付国不建第 46 号）」に基づき、工事現場において電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

(3) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結するとともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」を作成・添付すること。

(4) 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、

是正を求めること。

(5) 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。

(6) 受注者は、「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会決定、令和６年３月 27 日最終改定） 等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休２日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。

(7) 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額による下請契約を締結すること。

５　社会保険等未加入対策

(1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和４年３月 30 日国不建キ第 39 号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。

(2) 受注者は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第 2 条第 3 項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

なお、契約書第７条の２第３項に規定する違約罰（制裁金）を課された場合、契約違反（「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の措置基準「４　契約違反」をいう。以下同じ。）として取り扱い、指名停止措置による対応として工事成績評定点を上限 20 点として 10 点以上減点する。

６　県内産資材の活用

(1) 受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、施工する工事に要する資材の調達に当たり、指定主要資材（別表 1 に掲げる資材）については、県内産資材（県内工場等で製造した資材）を購入すること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア　工事完成までに指定主要資材について、県内産資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（集計表等）を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（納品伝票の写し等）は監督職員等が請求した場

合に提示することとし、提出は不要とする。提出された資料により県内産資材の活用が確認できない場合は、工事成績評定点を８点減点する。また、不誠実な行為（「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の措置基準「26 不正又は不誠実な行為」をいう。以下同じ。）として取り扱うことがある。

イ　指定主要資材について、無断で県外産資材を使用した場合は、アと同様の取扱いとする。

ウ　受注者の責によらない理由により、指定主要資材について県内産資材の活用ができない場合には、「工事材料使用承諾願」の提出に先立ち、その理由を記した書面及び調達できないことを証明する生産者からの書面等を監督職員に提出の上、承諾を得ること。この場合、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

　なお、この場合、県内代理店等（本社の所在地に関わらず、県内にある販売代理店・営業所・工場等）から当該資材を購入するよう努めるものとし、県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

エ　受注者が、指定主要資材に代わり、同等機能を有する指定主要資材以外の資材の使用を希望する場合、県内産資材を使用する場合にのみ認める。

オ　設計変更に伴う資材の追加分及び数量の増加分についても、アからエと同様の取扱いとする。

(2)　受注者は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、指定主要資材以外の資材の調達に当たっては、原則として、県内産資材を購入、又は県内代理店等から購入することとし、使用材料については「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。

　なお、県内産資材を購入しない場合、及び県内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

7　県内建設業者の下請活用

受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、山口県ふるさと産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内建設業者を活用すること。

なお、県内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

8　契約後ＶＥ

本工事が、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の工事である場合は、以下のとおりとする。

(1)　工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は「契約後ＶＥ工事提案要領」によること。「契約後ＶＥ工事提案要領」については、技術管理課ホームページ内の入札・契約に係る要綱等を参照のこと。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/nyukei/nyukei_youkou.html

(2) ＶＥ提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(3) 発注者がＶＥ提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

９　総合評価方式に係る評価事項

当該工事が総合評価方式の適用工事である場合は、以下のとおり取り扱う。

(1) 受注者は、「簡易な施工計画」、「高度な技術提案」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目（「高度な技術提案」については、採否通知において「採用」とされた技術提案事項）については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。

再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を下表（工事成績評定点減点一覧表）のとおり減点する。ただし、減点の上限は 20 点とする。また、不誠実な行為として取り扱うことがある。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

(2) 「ISO9001 の取得状況」、「ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況」、「労働安全衛生マネジメント等の認証状況」の各項目において点を付与された場合であって、技術提案資料の提出後、工事完成までに各項目の有効期限が切れる場合は、当該項目について、その有効期限内に、更新後の登録証の写し等、取得・認証状況を示す資料を提出すること。

提出された資料により当該項目の取得・認証状況が確認できない場合は、(1)と同様の取扱いとする。

(3) 「標準見積書の活用」の項目において点を付与された場合であって、受注後、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳の写しを提出する際に、下請企業（二次下請以降を含む。）が直近上位の注文者に対して提出した見積書を併せて提出すること。

提出された見積書により標準見積書の活用状況が確認できない場合は、(1)と同様の取扱いとする。

(4) 「作業船の保有状況」の項目において点を付与された場合であって、技術提案資料の提出後、工事完成までに海上保険証券の有効期限が切れる場合は、その有効期限内に、更新後の写しを提出すること。

提出された資料により保有状況が確認できない場合、又は工事の完成までに作業船の売却等により保有していない状況となった場合は、(1)と同様の取扱いとする。

また、自社保有又は共同保有として点を付与された場合、保有状況を確認するために、保有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良又は機能の追加のために経費を負担したことが確認できる資料、固定資産台帳の写し等の提出を求めることがあるので留意すること。

(5) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、施工計画書の提出時に、技術提案資料の第 10 号様式及び従事する技能士等の資格取得を証明するものの写し

を提出するとともに、工事完成までに指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用したことが確認できる資料（集計表等）を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（工程表、日報等）は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。

提出又は提示された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(1)と同様の取扱いとする。

(6) 「県内資材の活用」で、県内資材を活用するとして点を付与された場合には、工事完成までに県内資材であることが確認でき、また、購入実績が確認できる資料（集計表等）を工事打合簿に添付して提出すること。なお、提出した集計表等の根拠資料（納品伝票の写し等）は監督職員等が請求した場合に提示することとし、提出は不要とする。

提出又は提示された資料により、発注者が指定した資材について、県内資材の活用が確認できない場合は、(1)と同様の取扱いとする。

(7) 「県内企業の下請活用」の項目において点を付与された場合、下請契約の総額にかかわらず施工体系図を提出すること。また、この場合、100 万円以上の下請負人（二次下請以降を含む。）との契約締結後、契約内容及び契約額等が確認できる資料（契約書の写し等）を速やかに提出するものとし、下請負人との契約を変更する必要が生じた場合は、速やかに変更契約を締結し同資料及び変更後の施工体系図を提出すること。

なお、山口県内に工場がある企業を活用する場合は、その所在地を証明する資料及び共同企業体として工場を保有している場合は出資比率を証明する資料を提出すること。

提出された資料により入札公告時に提示した要件に基づく「県内企業の下請活用」と同じ評価ができない場合は、(1)と同様の取扱いとする。

なお、この評価に当たり、当初 100 万円未満の下請工事が変更設計に伴う数量増等受注者の責によらない理由により 100 万円以上となった場合、及び当初 100 万円以上の下請工事が変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により 100 万円未満となった場合は、当該下請工事は評価の対象としない。ただし、変更設計に伴う数量減等受注者の責によらない理由により、当初 100 万円以上の下請工事が、全て 100 万円未満となった場合又は全てなくなった場合には、工事成績評定点の減点及び不誠実な行為としての取扱いは行わない。

(8) 落札決定後契約締結前又は契約締結後、「第１　入札条件」の 22 の(6)により受注者が配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者に変更する場合は、(1)と同様の取扱いとする。

なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の８年前の年度の４月１日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡しが完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の４月１日から（特例期間にあっては、受注者が変更を通知する日

の属する年度の１年前の年度の４月１日から）受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から各認証団体が設定する期間」の取組状況とする。また、若手技術者は、受注者が変更を通知する日において、満 35 歳未満の者とする。

(9) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(1)と同様の取扱いとする。

工　事　成　績　評　定　点　減　点　一　覧　表

評　価　項　目	評　価　の　細　目	減　点
簡易な施工計画	発注者が求める施工上配慮すべき事項	５点
	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	５点
高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画	評価の細目ごとに８点
	工事全般の施工計画	８点
企業の技術的能力	標準見積書の活用	５点
配置技術者の技術的能力	技能士等の活用	５点
地域精通度・地域貢献度	県内資材の活用	５点
	県内企業の下請活用	５点
そ　の　他		評価の細目ごとに３点

10　排出ガス対策

排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（1-1-32 の 6）による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況は国土交通省ホームページを参照のこと。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html

11　建設リサイクル

(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア　工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。

イ　法第 13 条及び省令第７条に規定する書類を監督職員に提出すること。

ウ　契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第７条に基づく書面に基づき作成される。

エ　法第 13 条及び省令第７条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ｱ) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。

(ｲ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ　再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。

なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則としてコブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）により作成すること。

なお、コブリス・プラスにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。

※コブリス・プラスを参照のこと。

https://fkplus.jacic.or.jp/

(3) 受注者は、500 立方メートル以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の手続状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

12　建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取り扱う。

(1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分を行うこと。

(2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。

(3) 設計図書（施工条件書等）において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」を監督職員に提出し、承諾を得ること。

(4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報

を確認するとともに、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事完了後５年間保存すること。

(5) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。

(6) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

13　各種調査への協力

(1) 公共事業労務費調査

ア　本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

イ　調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。

ウ　公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金・労働時間の管理を適切に行うこと。

エ　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めること。

(2) 施工合理化調査等

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

(3) 建設副産物実態調査

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

(4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

14　暴力団等の排除

(1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報

告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。

(2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

(3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

(4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

15 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9

16 電子納品及びオンライン電子納品

受注者は、「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき、原則として電子納品を行うこと。ただし、監督職員がやむを得ないと認めた場合に限り、電子納品を実施しないことができる。

電子納品の方法については、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、インターネット上での電子納品（オンライン電子納品）によること。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23347.html

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html

17 週休２日の取組

受注者は、「週休２日工事の実施要領」に基づき、次の事項に留意の上、週休２日に取り組むこと。

(1) 受注者は、完全週休２日、月単位、通期のいずれかを実施すること。なお、空港土木工事及び港湾工事の場合は、契約後速やかに、完全週休２日、月単位、通期のいずれを実施するかを発注者に報告すること。

(2) 受注者は、現場作業着手前に限り、発注者に協議した上で、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休２日工事（現場閉所型）又は週休２日工事（交替制）のいずれか）を変更することができる。

(3) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提示（空港土木工事及び港湾工事の場合は提出）すること。なお、実施工程表等を提示しないなど、明らかに週休２日に取り組む姿勢が見られない場合、工事成績評定点を減点する。

実施要領及び実施工程表（計画工程表を含む）の様式については、技術管理課ホームページを参照のこと。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html

18　施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、技術管理課ホームページから入手すること。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html

19　快適トイレ

建設現場を男女ともに働きやすい建設現場とするため、受注者は、快適トイレを積極的に設置すること。なお、快適トイレ設置に係る費用の全部もしくは一部を発注者が負担する。

運用については、「土木系工事における快適トイレの実施要領」を参照のこと。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html

20　公共工事地産地消推進モデル事業

本工事が「公共工事地産地消推進モデル事業」の対象となった場合は、県内産の新製品・新技術・新工法等の利活用と検証・評価を行うため、受注者は設計図書（施工条件書等）において指定する製品（技術・工法）を使用すること。また、検証評価の実施に当たり、受注者は製品企業・事業者による現場立入への協力、調査資料の作成・提出に対応すること。

なお、受注者の責によらない理由で指定した製品（技術・工法）を本工事で使用できない場合は、受注者は理由書（製造者が作成した出荷や製造状況の説明書面等）を監督職員に提出し、対応を協議すること。監督職員がやむを得ないと認めた場合は、他の製品の使用を承諾し、設計変更の対象とする。

21　水雷・傷害保険

港湾工事等において、水雷・傷害保険に付保する必要がある場合は、以下のとおり取り扱う。

(1)　本工事で稼働する作業船のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する船種については、必要な期間水雷保険に付保しなければならない。

(2)　本工事に従事する作業員等のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する作業員等については、必要な期間傷害保険に付保（付保額死亡後遺傷害 3,000 万円/人）しなければならない。ただし、就業中のみ危険担保とする。

22　猛暑対策

夏季作業（５～９月）の予定がある場合、受注者は、契約後速やかに猛暑対策として以下(1)～(4)の措置を講じるか否かについて、発注者と協議を行うこと。

(1)　熱中症対策に係る現場環境改善費の計上

エアコンや大型扇風機の設置など、現場の施設や設備に関するものについて実施する。費用については、現場環境改善費を積み上げ計上する。

※詳細は「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」参照

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html

(2) 熱中症対策に係る現場管理費の補正

塩飴や経口補水液、空調服など、主として作業員個人に対する対策を実施する。

費用については、工事期間中の日最高気温又は暑さ指数（ＷＢＧＴ）の状況に応じて、現場管理費を補正する。

(3) 施工時間の変更

気温が高い時間帯を避けるため、社会的影響のない範囲内で施工時間を変更する。

施工時間の変更に当たり、関係機関や地元等との調整が必要となる場合は、受発注者が連携して対応すること。

（例：通常８時～17 時の施工時間を６時～15 時、又は深夜時間帯（22 時～５時）に変更、通常８時間の作業を６時間に短縮するなど）

(4) 工期の変更

猛暑により計画どおり施工できないことが想定される場合は、工期を延伸する。

配置技術者と同等の要件を満たす技術者（第14ー(1)関係）

「山口県低入札価格調査実施要領」における調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の措置にある「当該工事の監理技術者又は主任技術者と同等の要件を満たす技術者」（以下、「低入札技術者」という）については、以下のとおりとする。

Ⅰ 土木系工事

１ 土木一式、とび・土工・コンクリート（法面、交通安全、構造物補修等）、鋼構造物、舗装、しゅんせつ（以下、「土木一式工事他」という）

(1) 配置技術者が監理技術者の場合

低入札技術者は、当該工事の施工に係る業種において、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者とする。

(2) 配置技術者が主任技術者の場合

低入札技術者は、当該工事の施工に係る業種において、次に掲げる者とする。

配置技術者	低入札技術者
表１の①、③に掲げる者	表１の①、③に掲げる者
表１の②に掲げる者	表１の①、②、③に掲げる者
表１の④に掲げる者	表１の①、②、③、④に掲げる者

【表１】主任技術者となり得る者の資格及び実務経験（土木一式工事他）

当該工事の施工に係る業種において、次に掲げる者とする。

①建設業法による技術検定の１級に合格した者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者
②建設業法による技術検定の２級に合格した者
③技術士法による２次試験に合格した者
④実務経験を有する者

２ その他の専門工事

配置技術者が、監理技術者又は主任技術者のいずれの場合においても、低入札技術者は、当該業種について、主任技術者となり得る資格及び実務経験を有する者とする。

Ⅰ 営繕系工事

１ 建築一式工事

(1) 配置技術者が監理技術者の場合

低入札技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者とする。

(2) 配置技術者が主任技術者の場合

低入札技術者は、建築工事業において次に掲げる者とする。

配置技術者	低入札技術者
表２の①、③に掲げる者	表２の①、③に掲げる者
表２の②、④に掲げる者	表２の①、②、③、④に掲げる者
表２の⑤に掲げる者	表２の①、②、③、④、⑤に掲げる者

【表２】主任技術者となり得る者の資格及び実務経験（建築一式工事）

①建設業法による技術検定の１級の建築施工管理に合格した者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認定した者
②建設業法による技術検定の２級の建築施工管理（種別は「建築」に限る）に合格した者
③建築士法による一級建築士の免許を受けた者
④建築士法による二級建築士の免許を受けた者
⑤実務経験を有する者

２ その他の専門工事

配置技術者が、監理技術者又は主任技術者のいずれの場合においても、低入札技術者は、当該業種について、主任技術者となり得る資格及び実務経験を有する者とする。

別紙２

工事費内訳書の違算等の取扱い（第 14-(1)関係）

１　工事費内訳書において、以下の項目で千円未満の端数調整を行っているものについては、値引き等による調整とみなさない。

○　共通仮設費の率分
○　現場管理費の率分
○　一般管理費の率分

２　参考事例

（１）適切事例

(ｱ) 端数調整をしていないもの

本工事費		
（中項目１）		14,728,513
（中項目２）		12,401,488
（中項目３）		3,021,558
直接工事費計		30,151,559
共通仮設費	（積上分）	779,456
	（率分）	3,512,616
共通仮設費計		4,292,072
現場管理費	（率分）	9,012,165
一般管理費	（契約保証金）	16,544
	（率分）	4,967,341
一般管理費計		4,983,885
工事価格		48,439,681
入札金額		48,439,681

(ｲ) 率分のみ千円未満の端数調整をしているもの

			調整前率分
本工事費			
（中項目１）		14,728,513	
（中項目２）		12,401,488	
（中項目３）		3,021,558	
直接工事費計		30,151,559	
共通仮設費	（積上分）	779,456	
	（率分）	3,512,000	対象額×率＝3,512,616
共通仮設費計		4,291,456	
現場管理費	（率分）	9,012,000	対象額×率＝9,012,165
一般管理費	（契約保証金）	16,544	
	（率分）	4,966,441	対象額×率＝4,967,341
一般管理費計		4,982,985	
工事価格		48,438,000	
入札金額		48,438,000	

（２）違算とする事例

(ｱ) 工事価格について端数調整をしているもの

本工事費		
（中項目１）		14,728,513
（中項目２）		12,401,488
（中項目３）		3,021,558
直接工事費計		30,151,559
共通仮設費	（積上分）	779,456
	（率分）	3,512,616
共通仮設費計		4,292,072
現場管理費	（率分）	9,012,165
一般管理費	（契約保証金）	16,544
	（率分）	4,967,341
一般管理費計		4,983,885
工事価格		48,439,681
改め		48,439,000
入札金額		48,439,000

工事価格で端数調整

(ｲ) 工事価格と入札金額が同一でないもの

本工事費		
（中項目１）		14,728,513
（中項目２）		12,401,488
（中項目３）		3,021,558
直接工事費計		30,151,559
共通仮設費	（積上分）	779,456
	（率分）	3,512,616
共通仮設費計		4,292,072
現場管理費	（率分）	9,012,165
一般管理費	（契約保証金）	16,544
	（率分）	4,967,341
一般管理費計		4,983,885
工事価格		48,439,681
入札金額		48,439,000

工事価格と入札金額が不一致

(ｳ) 合計金額と工事価格が一致しないもの

本工事費	
（中項目１）	14,728,513
（中項目２）	12,401,488
（中項目３）	3,021,558
直接工事費計	30,151,559
共通仮設費 （積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費 （率分）	9,012,165
一般管理費 （契約保証金）	16,544
（率分）	4,967,341
一般管理費計	4,983,885
工事価格	48,439,000
入札金額	48,439,000

足し合わせた合計金額と不一致

48,439,681

(ｴ) 率分以外の項目で端数調整をしているもの

本工事費	
（中項目１）	14,728,000
（中項目２）	12,401,000
（中項目３）	3,021,000
直接工事費計	30,150,000
共通仮設費 （積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費 （率分）	9,012,165
一般管理費 （契約保証金）	16,544
（率分）	4,967,341
一般管理費計	4,983,885
工事価格	48,438,122
入札金額	48,438,122

率分以外の項目で端数調整

(ｵ) 率分について、千円以上の端数調整をしているもの

本工事費	
（中項目１）	14,728,513
（中項目２）	12,401,488
（中項目３）	3,021,558
直接工事費計	30,151,559
共通仮設費 （積上分）	779,456
（率分）	3,512,616
共通仮設費計	4,292,072
現場管理費 （率分）	9,012,165
一般管理費 （契約保証金）	16,544
（率分）	4,957,660
一般管理費計	4,974,204
工事価格	48,430,000
入札金額	48,430,000

※注意事項
率分の計算式を示していない場合は、端数調整の金額が確認できないため、違算とはしない。

（調整前率分）

対象額×率
＝4,967,341

千円以上の端数調整

【別紙３－１】

年　　月　　日

人員の配置を示す計画書

対象期間	年　月　日　～　年　月　日	

建設業者	名称（イ※2）				
	所在地（イ）				
主任技術者又は監理技術者（営業所技術者又は特定営業所技術者）	氏名（ロ）				
	所属営業所名（ロ）				※ 17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間（ハ）	見込み時間		実績時間	

建設工事１	工事名称（ニ(1)）			
	工事現場所在地（ニ(1)）			
	契約締結営業所（ニ(1)）	名　称		※17条の5の場合のみ記載 ※ 上記所属営業所と同じである必要
		所在地		
	建設工事の内容（ニ(2)）			※ 法別表1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）			※ 1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）			※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）			※ 3次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）			
	情報通信機器（ニ(8)）			
	連絡員（ニ(6)）	氏　名		
		所属会社		
		実務の経験	工事名称	期間
		※ 土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※ 実務の経験は1年以上である必要		年　月～　年　月
				年　月～　年　月
			合計	年　月

建設工事２	工事名称（ニ(1)）			
	工事現場所在地（ニ(1)）			
	契約締結営業所（ニ(1)）	名　称		※17条の5の場合のみ記載 ※ 上記所属営業所と同じである必要
		所在地		
	建設工事の内容（ニ(2)）			※ 法別表1上段のどれか
	請負代金の額（ニ(3)）			※ 1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要
	移動時間（ニ(4)）			※ 1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要
	下請次数（ニ(5)）			※ 3次以内である必要
	工事現場の施工体制の確認方法（ニ(7)）			
	情報通信機器（ニ(8)）			
	連絡員（ニ(6)）	氏　名		
		所属会社		
		実務の経験	工事名称	期間
		※ 土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※ 実務の経験は1年以上である必要		年　月～　年　月
				年　月～　年　月
			合計	年　月

※１　：　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※２　：　省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

【別紙３－２】

専任特例２号の監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級土木施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、監理技術者資格者証の写し
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写しなど ※有効期限内の健康保険被保険者証の写し（最長で令和7年１２月１日まで）
兼務する他の工事	同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとすること	監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他の工事との距離等	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね１０ｋｍ以内、又は同一の土木建築事務所管内であること	本工事場所と他工事の距離や位置が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	以下の点について明らかにすること ・監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・監理技術者補佐が担う業務等	業務分担、連絡体制等を記載した書類

別表1

指定主要資材一覧

令和6年4月1日以降適用

品目（大分類）	品目（小分類）	名称	規格	適用
生コンクリート	生コンクリート	生コンクリート	レディーミクストコンクリート全規格	県内全域で指定
		モルタル	1：1	
			1：2	
			1：3	
セメント	セメント	セメント（普通ポルトランド）	バラ	県内全域で指定
			25kg袋入	
		セメント（高炉B）	バラ	
コンクリート二次製品	コンクリートブロック	間知ブロック	控35cm	県内全域で指定
		平張ブロック	厚10cm	
	ヒューム管	ヒューム管（外圧管1種）B形	150×26×2000	
			200×27×2000	
			250×28×2000	
			300×30×2000	
			350×32×2000	
			400×35×2430	
			450×38×2430	
			500×42×2430	
			600×50×2430	
			700×58×2430	
			800×66×2430	
			900×75×2430	
			1000×82×2430	
			1100×88×2430	
			1200×95×2430	
			1350×103×2430	
		ヒューム管（外圧管2種）B形	150×26×2000	
			200×27×2000	
			250×28×2000	
			300×30×2000	
			350×32×2000	
			400×35×2430	
			450×38×2430	
			500×42×2430	
			600×50×2430	
			700×58×2430	
			800×66×2430	
			900×75×2430	
			1000×82×2430	
			1100×88×2430	
			1200×95×2430	
			1350×103×2430	
	重圧管	重圧管	300φ～1,000φ	
	側溝	円形水路 横断用	内径30cm～50cm	
		円形水路 縦断用	内径30cm～50cm	
		円形水路 乗り入れ用	内径30cm～50cm	
		円形水路 都市型用	内径30cm～50cm	
		自由勾配側溝	300mm～1,000mm	
		自由勾配側溝蓋 軽荷重用	300mm～1,000mm	
		自由勾配側溝蓋 車道用	300mm～1,000mm	
		蓋板 C1－B300	300	
		蓋板 C2－B300	300	
		ベンチフリューム	200mm～600mm	
		鉄筋コンクリートL形 JIS5372	250B450×155×600	
			300　500×155×600	
			350　550×155×600	
		鉄筋コンクリートU形側溝 JIS5372	240240×240×600	
			300B300×300×600	
			450450×450×600	
			600600×600×600	

令和6年4月1日以降適用

品目（大分類）	品目（小分類）	名称	規格	適用
コンクリート二次製品	側溝	U形側溝用蓋（1種）JIS5372	240330×45×600	県内全域で指定
			300400×60×600	
			360460×65×600	
			450560×70×600	
			600740×75×600	
		U形側溝用蓋（2種）JIS5372	240330×100×600	
			300400×100×600	
		道路用鉄筋コンクリート側溝（1種）	250　25×25×200	
			300A30×30×200	
			300B30×40×200	
			300C30×50×200	
		道路用鉄筋コンクリート側溝（1種）	400A40×40×200	
			400B40×50×200	
			500A50×50×200	
			500B50×60×200	
		道路用鉄筋コンクリート側溝（3種）	250　25×25×200	
			300A30×30×200	
			300B30×40×200	
			300C30×50×200	
			400A40×40×200	
			400B40×50×200	
			500A50×50×200	
			500B50×60×200	
		道路用側溝蓋（1種）JIS5372	250362×90×500	
			300412×95×500	
			400512×110×500	
			500622×125×500	
		道路用側溝蓋（3種）JIS5372	250362×90×500	
			300412×95×500	
			400512×110×500	
			500622×125×500	
	プレキャストL型擁壁	コンクリート擁壁L型	H800mm～H3,500mm	
		コンクリート擁壁L型（S型）	H800mm～H3,500mm	
		コンクリート擁壁L型（P型）	H800mm～H3,500mm	
	ボックスカルバート	RCボックスカルバート	内幅600mm～内幅5,000mm	
		PCボックスカルバート	内幅600mm～内幅5,000mm	
	その他	植樹帯用ブロック	15／18×35×60cm	
			10／12×15×60cm	
		コンクリート境界杭（山口県）	12×12×80cm	
			12×12×50cm	
		境界杭基礎	32cm×32cm×20cm	
		歩車道境界ブロック（山口県）	一般部用 16/20×30×60 77kg	
			一般部用 16/20×30×243 309kg	
			ﾊﾞｽ停部用 13/20×25×60 63kg	
			ﾊﾞｽ停部用 16/20×30×243 25kg	
			横断歩道部 20*10*60（片側面取り）	
			乗入 20*12*60（両面面取り）	
			乗入 20*5/10*60	
		プレキャストガードレール基礎	B･C種 P=30kN	
砕石	砕石	割栗石	150～50mm	県内全域で指定
			200～150mm	
		クラッシャラン	C－40	
			C－30	
		粒度調整砕石	M－40	
			M－30	
		再生クラッシャラン	RC－40	
			RC－30	
石材	港湾石材	捨石	5～100kg	下記を除く地域で指定 ・岩国土木建築事務所の所管区域内 ・柳井土木建築事務所の所管区域内のうち、柳井市・周防大島町
		裏込材	5～100kg	

令和6年4月1日以降適用

品目（大分類）	品目（小分類）	名称	規格	適用
アスファルト混合物	アスファルト混合物	再生アスファルト混合物	粗粒度アスコン（20）	県内全域で指定
			密粒度アスコン（13）	
			細粒度アスコン（13）	
			安定処理材	
			密粒度アスコン（20）	
			粗粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型,DS3000以上	
			密粒度(20),ポリマー改質Ⅱ型,DS3000以上	
		アスファルトモルタル	ミニアスカーブ用	
		アスファルト混合物	排水性（13） DS3000以上	
			粗粒度アスコン（20）	
			密粒度アスコン（20）	
			密粒度アスコン（13）	
			細粒度アスコン（13）	
			開粒度アスコン（13）	
			密粒度ギャップアスコン（13）	
			安定処理材 アスファルト量4.4%	
			粗粒度20 ﾎﾟﾘﾏｰ改質Ⅱ型 DS3000以上	
			密粒度(20)ポリマー改Ⅱ型,DS3000以上	
			粗粒度(20)ポリマー改質Ⅱ型,DS5000以上	
			密粒度20 ﾎﾟﾘﾏｰ改質Ⅱ型 DS5000以上	